

本契約書（案）は、契約書の概要を説明したものであり、
提案内容や事業計画に応じて調整します。

土地賃貸借契約書（案）

（１）賃貸する土地

土地	地番	
	地目	(現況：)
	地積	m ² (公簿：m ²)

上記土地のうち末尾図面の赤枠線内部分●●●m²

（２）用途

用途	電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を充電するための急速充電設備・付帯設備の設置並びに同設備を使用する車両の駐車
----	---

（３）契約期間

始期	2025年●月●日から	●年●月間
終期	20●●年3月31日まで	

（４）賃料等

賃料	前期分(4月1日～9月30日分)	●●●円（月額●●●円）	支払期日※	各年4月30日
	後期分(10月1日～3月31日分)	●●●円（月額●●●円）	支払期日※	各年10月31日
	支払方法	神戸市の発行する納入通知書により神戸市の指定する金融機関に納付		
	遅延利息	支払期日の翌日から支払日までの日数により年14.6%の利率で計算		
保証金		●●●円		
違約金		●●●円		

※なお、支払期日が土曜日にあたる場合はその翌々日を支払期日とし、また、支払期日が休日にあたる場合は、その翌日を支払期日とする。

（５）賃貸人及び賃借人

賃貸人	神戸市
	担当部局：●●局●●課
賃借人	●●●
	担当部署：●●部●●課

契 約 条 項

賃貸人神戸市（以下「甲」という。）と賃借人●●●（以下「乙」という。）とは、頭書（１）に記載の土地（以下「本件土地」という。）の賃貸借につき、次の各条項により契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実に義務を履行する。

（目的）

第１条 甲は、その所有に係る本件土地を乙に賃貸し、乙は、これを賃借する。

２ 甲及び乙は、本件土地が公有財産であり、地方自治法第238条の５第４項の規定により、公用又は公共用に供することが優先されることを相互に確認する。

（用途指定）

第２条 乙は、本件土地を頭書（２）に記載の用途にのみ使用するものとし、建物所有その他の目的に使用してはならない。また、使用にあたっては、各種関係法令を遵守しなければならない。

２ 乙が前項の指定用途に供すべき期日は、2026年３月31日とする。

３ 乙は、甲が本件土地の借主を公募した際の条件（道の駅「神戸フルーツ・フラワーパーク大沢」における急速充電設備整備事業者公募要領、急速充電設備整備に係る仕様書）及びその他乙が提案した事項等を遵守しなければならない。

（契約期間）

第３条 契約期間は、頭書（３）に記載するとおりとする。

（土地の引渡し）

第４条 甲は、本契約締結後速やかに、甲乙現地立会にて現状を確認したうえで、乙に対し、本件土地を現状有姿にて引き渡す。

２ 甲は、前項の規定により引き渡す本件土地が頭書（２）に記載の用途に適合することを保証するものではなく、乙は、同用途に適合させるために本件土地の整備等を必要とする場合は、第13条の規定により甲の承諾を得て、乙の費用と責任において整備等を行わなければならない。

（賃料）

第５条 乙は、甲に対し、頭書（４）の記載に従い賃料を支払わなければならない。

２ 前項にかかわらず、甲は、頭書（４）記載の支払期日以外の日を支払期日とする必要がある場合には、事前に乙に通知したうえで別に支払期日を定めることができる。この場合、乙は、甲の発行する納入通知書に基づき賃料を支払うものとする。

３ １か月未満の契約期間に係る賃料は、賃料月額を基礎として日割計算により算出した金額とする。この場合、１か月を30日として計算する。

（賃料の改定）

第６条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、賃料を改定することができる。

- (1) 甲が本件土地につき特別の費用を負担することになったとき。
- (2) 物価又は土地の価格の上昇若しくは低下その他の経済情勢の変動により、又は近傍類似の土地の賃料に比較して賃料が不相当と認められるに至ったとき。

2 甲は、前項の規定により賃料を改定する場合、乙に対し、書面により改定した賃料を通知する。

(保証金)

第7条 乙は、本契約から生ずる甲に対する債務を担保するため、甲に対し、保証金として、頭書(4)に記載する金員を預託するものとし、これを本契約の締結と同時に、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

2 甲は、前項の保証金の額が、賃料の改定によってその6か月分を下回ることとなった場合は、保証金の額を改定することができる。この場合、乙は、甲に対し、改定後の保証金と既納保証金との差額を預託するものとし、甲の指定する支払期日までに、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

3 乙は、保証金を預託していることを理由として、自己の債務不履行責任に対する抗弁とすることができない。

4 甲は、契約期間の満了、解除その他の事由により本契約が終了し、乙が第17条に規定する原状回復を完了した場合は、保証金の全額を無利息で乙に返還する。ただし、甲は、本件土地の返還時に、賃料、原状回復に要する費用その他乙について未払の債務が存在する場合は、当該債務の額を保証金から控除する。

5 乙は、前項の規定による保証金の返還が完了するまでの間、保証金を、賃料その他の債務と相殺することはできない。

6 乙は、保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、第13条の規定により甲の承諾を得て賃借権が第三者に譲渡された場合は、甲乙間で別段の定めをしない限り、保証金返還請求権は当該第三者に譲渡されるものとする。

(遅延利息)

第8条 乙は、賃料その他本契約に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合は、甲に対し、これらに対する支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、遅延した金額に対して年14.6%の割合による遅延利息を、甲の指定する支払期日までに、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

2 前項の遅延利息の計算に当たっては、賃料等の額に1,000円未満の端数がある場合又はその全額が2,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとし、また、遅延利息の額に100円未満の端数がある場合又はその全額が1,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(善管注意義務)

第9条 乙は、本件土地を善良な管理者の注意をもって使用及び維持管理をしなければならない。

2 乙は、騒音、振動、悪臭、有毒ガスの発生又は汚水の排出等、近隣に迷惑となる行為をしてはならない。

(紛争等の処理)

第10条 本件土地の使用及び維持管理に伴い発生する乙と第三者との紛争その他の諸問題については、乙の責任と負担において解決する。

(費用負担等の特約)

第11条 甲は、修繕を要する損傷・劣化等の原因の発生時期にかかわらず、本件土地の修繕義務を負わないものとし、当該損傷・劣化等に起因する乙の一切の損害について、その補償責任を負わない。

2 乙は、本件土地の維持管理及び修繕に要する経費をすべて負担する。

3 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

4 甲は、乙が本件土地に関して負担した一切の費用について、その補償責任を負わない。

(契約不適合責任)

第12条 甲は、本契約に関して一切の契約不適合責任を負わないものとし、乙は、本件土地の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものがあつた場合でも、甲に対し、本件土地の補修、不足分の引渡しによる履行の追完、賃料の減額若しくは損害賠償の請求を行うことができず、また本契約を解除することができないものとする。

2 前項にかかわらず、同項の場合において、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の消費者であり、乙が第4条の引渡しの日から1年以内に本件土地に本契約の内容に適合しない旨を甲に申し出たときは、甲は、履行を追完する責任又は当該不適合の内容及び程度に応じて賃料を減額する責任を負い、乙は、甲に対して相当の期間を定めて履行の追完を催告した上、当該不適合により使用目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。

(転貸、譲渡等の禁止)

第13条 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(1) 本契約によって取得した権利の全部又は一部を譲渡又は転貸すること。

(2) 本件土地の用途又は形状を変更すること。

(3) 本件土地上に工作物等を設置すること。

2 乙は、前項の承諾申請をする場合は、甲が別途定める書式によるものとする。

(違約金)

第14条 甲は、乙が、第2条、第9条、若しくは前条の規定に違反した場合又は第22条の規定に該当する場合は、乙に対し、違反時の月額賃料の12か月分に相当する金額を違約金として請求することができる。乙は、これを甲の指定する支払期日までに、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

2 前項の違約金は違約罰であつて、第21条に規定する損害賠償の予定又はその一部とはしないものとする。

3 第1項の規定は、第15条に規定する甲の契約解除権の行使を妨げるものではない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合において、乙に対し相当の期間を定めてその是正を催告したにもかかわらず当該期間内に是正されないときは、本契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反したとき。
- (2) 乙が賃料の支払を怠ったとき。
- (3) 保証金を支払期日までに納付しないとき。
- (4) 第13条の規定に違反したとき。
- (5) 前各号のほか本契約に違反したとき。ただし、次項の場合を除く。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に対する催告その他の手続を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 甲において、本件土地を公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。
- (2) 第22条の規定に該当するとき。
- (3) 仮差押、仮処分若しくは強制執行等の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (4) 支払停止又は支払不能に陥ったとき。
- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始等の申立てを受け、又は自らその申立てをしたとき。
- (6) 合併によらないで解散したとき又は事実上その営業を停止したとき。
- (7) 前各号のほか、信用状態に重大な変化が生じたとき、又は本契約に関して重大な違反をしたとき。

3 甲は、前項第1号の事由に基づき本契約を解除する場合は、乙に対し、通常生じる損失を補償するものとし、その他の事由に基づき本契約を解除する場合は、乙に対して一切補償をしないものとする。

4 甲及び乙は、契約期間中であっても、相手方に対して6か月前までに書面により予告をして、本契約を解約することができる。

(契約の終了)

第16条 天災地変その他の不可抗力により本件土地の全部又は一部が滅失し又は棄損し、乙の使用目的が達せられなくなった場合は、本契約は当然に終了する。なお、甲は、滅失又は棄損した部分の修繕義務を負わず、乙の使用目的が達せられなくなるか否かは修繕がなされないことを前提に判断するものとする。

2 甲は、前項の契約の終了により乙に損害が生じたとしても、その損害について補償責任を負わない。

(土地の返還及び原状回復義務の特約)

第17条 乙は、本契約が終了する日までに（第15条の規定に基づき本契約が解除された場合又は前条の規定により本契約が終了した場合は、甲の指定する期日までに）本件土地を甲に返還しなければならない。

2 乙は、前項の場合、自己の費用をもって、本件土地に設置した物を収去し、本件土地の引渡し時の状態にまで原状回復して返還しなければならない。ただし、甲がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

3 乙は、契約期間の満了に伴い第1項の返還をする場合には、契約期間の満了日の6か月前までに、甲に対し、本件土地の返還に必要な事項を甲に通知しなければならない。

4 甲及び乙は、第2項の規定により乙が行う原状回復の内容及び方法について、協議するものとする。

5 甲は、乙が第2項の規定による原状回復を行わない場合は、自ら原状回復のための措置を講ずるこ

とができ、乙は、甲の請求に従い、当該措置に要した費用を支払わなければならない。

6 乙は、第1項の期日までに本件土地を返還しない場合は、本契約終了日の翌日から返還完了に至る日までの賃料の倍額に相当する使用損害金を、甲の指定する期日までに、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

7 乙は、前項の場合において、本件土地の返還の遅延により甲に損害が生じたときは、甲に対し、前項の使用損害金とは別途に、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の放棄の特約)

第18条 乙は、甲の承諾の有無及び理由の如何にかかわらず、甲に対し、本件土地に自ら投下した有益費及び必要費の償還を請求することができない。

(実地調査等)

第19条 甲は、必要があると認めた場合は、乙の使用状況について質問し、本件土地に立ち入って調査し、また、乙に対し、参考となるべき資料の提出及び報告を求めることができる。この場合、乙は、調査・報告等を拒み、又は妨げてはならない。

(届出義務)

第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、甲に対し、その旨を遅滞なく届け出なければならない。

(1) 本件土地の現状に変更があるとき又は変更の恐れがあるとき。

(2) 乙の法人名、商号、代表者、氏名、住所、連絡先等、本契約締結時に甲に届け出た事項に変更があるとき。

(3) 前各号のほか、本契約の維持に障害となる事実が生じたとき。

2 甲は、乙に対して通知をする必要が生じた場合は、前項の届出がない限り、本契約書記載の住所、法人名、商号、代表者、氏名に宛てて通知を行うものとする。

3 前項の場合において、乙が第1項の届出を怠ったため、前項の通知が延着したとき又は到着しなかったときは、当該通知は、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

(損害賠償)

第21条 乙は、本契約に規定する義務を履行しなかったことにより甲に損害を与えた場合は、甲に対し、その損害を賠償しなければならない。

2 乙が、本件土地の使用及び維持管理に起因する事故により第三者に損害を与えた場合は、乙の責任と負担において当該第三者に賠償しなければならない。

(暴力団等に対する除外措置)

第22条 本契約の締結にあたり乙が提出した市有不動産借用申請書の記載に反し、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第4条第1項第2号又は第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した場合は、甲は、乙に対し、第14条の規定により違約金の請求をし、また、第15条の規定により本契約の解除をすることができる。

(準拠法)

第23条 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法によって解釈されるものとする。

(管轄裁判所)

第24条 本契約から生じる一切の法律上の争訟については、神戸地方裁判所又は神戸簡易裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解釈等)

第25条 甲及び乙は、本契約に規定のない事項又は本契約の規定の解釈について疑義がある事項については、誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

下記賃貸人(甲)及び賃借人(乙)は、本件土地について上記のとおり契約したことを証するため、本契約書2通を作成し、記名押印又は署名捺印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

賃貸人(甲)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造 ⑩

賃借人(乙)

住 所

氏 名

⑩